

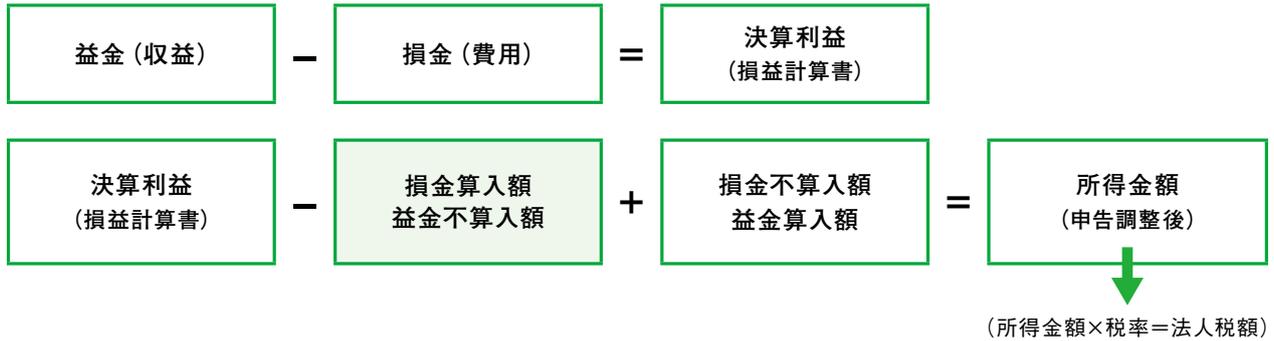


税の優遇措置について (平成29年8月現在)

1. 法人からの寄付金の場合

私立学校に対する寄付には、事業団が取り扱う「受配者指定寄付金」と学校法人に直接寄付をする「特定公益増進法人」への寄付と大きく分けて二つあり、ともに税の優遇措置が認められています。

このうち「受配者指定寄付金制度」は、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第3項第2号の規定に基づく財務大臣の指定(昭和40年4月30日大蔵省告示第154号(P.44参照))を受けており、企業等法人が私立学校へ寄付した場合、支出した寄付金の全額を損金の額に算入することができる唯一の制度になります。



※受配者指定寄付金は、法人が寄付金を支出した事業年度において所得金額の計算上全額損金に算入されます。

特定公益増進法人への寄付の損金算入限度額は、下表をご覧ください。

- ◇ 寄付者が法人として寄付金を支出した場合でも、所轄税務署がその法人の役員等が個人として負担すべきものと認めるものについては、その負担すべき者に対する給与とみなされることがあります。
- ◇ 法人が複数の事業年度において支払った寄付金の額を仮払金等として処理した場合においても、当該寄付金はその支払った事業年度において支出したものとなります。したがって翌年度の寄付金支出として認められません。

■ 学校法人等に対する寄付に係る優遇措置一覧(参考)

寄付の受け手		損金算入限度額
学校法人 (私立学校)	受配者指定 寄付金	寄付金の全額が損金算入できる
	特定公益増進 法人(注1)	(資本金×0.375%+当該年度所得×6.25%)×1/2 (注2)
国立大学法人 (国・地方公共団体)		寄付金の全額が損金算入できる
その他の法人等(一般寄付)		(資本金×0.25%+当該年度所得×2.5%)×1/4

(注1) 「特定公益増進法人」である証明を所轄庁より受ける必要があります。

(注2) 「特定公益増進法人」への寄付の損金算入限度額を超える部分の金額は、「その他の法人等」への寄付として損金算入ができます。

2. 個人からの寄付金の場合

個人が学校法人に対して寄付をした場合には、所得税の計算において優遇措置が認められており、確定申告を行うことによって、一定額の控除(寄付金控除)を受けることができます。

寄付金控除に係る制度には「所得控除」と「税額控除」の2種類があり、寄付者の所得額や寄付金額によって控除できる金額が異なるため、寄付者はより有利な優遇措置を選択することができます。

■ 所得控除と税額控除の違い

所得控除

寄付者の所得に応じた税率を寄付金額に乗じて、
控除額を決定

所得税額の計算において、
年間の所得金額から寄付金額-2,000円を控除

税額控除

寄付者の所得税率に関係なく、
所得税額から直接寄付金額の約4割を控除

所得税額から
(寄付金額-2,000円)×40%を直接控除

■ 計算式

$$\left[\begin{array}{|c|} \hline \text{所得金額} \\ \text{(年収)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{諸控除} \\ \text{(扶養控除等)} \\ \hline \end{array} \right] \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \text{5\%} \\ \text{~} \\ \text{45\%} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得税額} \\ \hline \end{array}$$

寄付金控除

$$\left[\begin{array}{|c|} \hline \text{所得金額} \\ \text{(年収)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{諸控除} \\ \text{(扶養控除等)} \\ \hline \end{array} \right] \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \text{5\%} \\ \text{~} \\ \text{45\%} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得税額} \\ \hline \end{array}$$

寄付金-(2,000円)
×40%

■ 計算例)

所得金額600万円の寄付者が1万円を寄付した場合

$$\left[\begin{array}{|c|} \hline \text{600万円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{諸控除} \\ \text{10,000円} \\ \text{-2,000円} \\ \text{=8,000円} \\ \hline \end{array} \right] \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \text{20\%*} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得税額} \\ \hline \end{array}$$

1,600円を控除

$$\left[\begin{array}{|c|} \hline \text{所得金額} \\ \text{(年収)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{諸控除} \\ \hline \end{array} \right] \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \text{5\%} \\ \text{~} \\ \text{45\%} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得税額} \\ \hline \end{array}$$

10,000-2,000円
=8,000円
×40%=3,200円を控除

*年収600万円の一般的な税率

所得税率が低い場合や少額寄付の場合は「税額控除」のほうが控除割合が高い

■ 計算例)

所得金額600万円の寄付者が100万円を寄付した場合

〈控除限度額〉寄付金支出額が総所得金額等の40%に相当する金額を超える場合には40%に相当する額

$$\left[\begin{array}{|c|} \hline \text{600万円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{諸控除} \\ \text{1,000,000円} \\ \text{-2,000円} \\ \text{=998,000円} \\ \hline \end{array} \right] \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \text{20\%*} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得税額} \\ \hline \end{array}$$

199,600円を控除

〈控除限度額〉控除対象額は所得税額の25%を限度

$$\left[\begin{array}{|c|} \hline \text{所得金額} \\ \text{(年収)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{諸控除} \\ \hline \end{array} \right] \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \text{5\%} \\ \text{~} \\ \text{45\%} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得税額} \\ \hline \end{array}$$

1,000,000-2,000円
=998,000円
×40%=399,200円

*年収600万円の一般的な税率

控除上限に達してしまうため
所得税額の25%=193,125円となる

高額な寄付の場合は「所得控除」のほうが控除割合が高い

■ 所得控除と税額控除の比較表

小口の寄付を行う場合や所得税率が低い場合、税額控除を活用の方が有利な場合が多くあります。

一方、多額の寄付を行う際には、税額控除の控除上限額に達してしまうため、所得控除を活用の方が有利になる場合が多くあります。

▼ 所得控除の控除額の例(単位:円)

所得控除が有利 控除額が同じ

※所得控除の控除上限額は、一般的な家庭(夫婦片働き、高校生・大学生の子ども)の諸控除額を、課税所得金額に加算した上で算定した推計値。

課税所得金額 \ 寄付金額	1万円	5万円	10万円	50万円	100万円	500万円	1000万円	2000万円
200万円	800	4,800	7,400	27,400	52,400	90,967	90,967	90,967
300万円	800	4,800	9,800	49,800	99,800	164,300	164,300	164,300
400万円	1,600	9,600	19,600	99,600	199,600	307,633	307,633	307,633
500万円	1,600	9,600	19,600	99,600	199,600	480,967	480,967	480,967
600万円	1,600	9,600	19,600	99,600	199,600	633,600	633,600	633,600
700万円	1,840	11,040	21,100	101,100	201,100	781,767	781,767	781,767
800万円	1,840	11,040	22,540	114,540	229,540	945,367	945,367	945,367
900万円	1,840	11,040	22,540	114,540	229,540	1,061,100	1,068,700	1,068,700
1000万円	2,640	15,840	32,340	164,340	329,340	1,191,100	1,292,033	1,292,033
1500万円	2,640	15,840	32,340	164,340	329,340	1,649,340	2,402,280	2,402,280
2000万円	3,200	19,200	39,200	199,200	399,200	1,789,340	3,439,340	3,495,880
3000万円	3,200	19,200	39,200	199,200	399,200	1,999,200	3,999,200	5,735,880
4000万円	3,200	19,200	39,200	199,200	399,200	1,999,200	3,999,200	7,801,067
5000万円	3,600	21,600	44,100	224,100	449,100	2,249,100	4,499,100	8,499,200
1億円	3,600	21,600	44,100	224,100	449,100	2,249,100	4,499,100	8,999,100

▼ 税額控除の控除額の例(単位:円)

税額控除が有利 控除額が同じ

課税所得金額 \ 寄付金額	1万円	5万円	10万円	50万円	100万円	500万円	1000万円	2000万円
200万円	3,200	19,200	25,625	25,625	25,625	25,625	25,625	25,625
300万円	3,200	19,200	39,200	50,625	50,625	50,625	50,625	50,625
400万円	3,200	19,200	39,200	93,125	93,125	93,125	93,125	93,125
500万円	3,200	19,200	39,200	143,125	143,125	143,125	143,125	143,125
600万円	3,200	19,200	39,200	193,125	193,125	193,125	193,125	193,125
700万円	3,200	19,200	39,200	199,200	243,500	243,500	243,500	243,500
800万円	3,200	19,200	39,200	199,200	301,000	301,000	301,000	301,000
900万円	3,200	19,200	39,200	199,200	358,500	358,500	358,500	358,500
1000万円	3,200	19,200	39,200	199,200	399,200	441,000	441,000	441,000
1500万円	3,200	19,200	39,200	199,200	399,200	853,500	853,500	853,500
2000万円	3,200	19,200	39,200	199,200	399,200	1,301,000	1,301,000	1,301,000
3000万円	3,200	19,200	39,200	199,200	399,200	1,999,200	2,301,000	2,301,000
4000万円	3,200	19,200	39,200	199,200	399,200	1,999,200	3,301,000	3,301,000
5000万円	3,200	19,200	39,200	199,200	399,200	1,999,200	3,999,200	4,426,000
1億円	3,200	19,200	39,200	199,200	399,200	1,999,200	3,999,200	7,999,200